

広告・プロモーションと商標権侵害

2日間

～ネット・メタバース時代の販促・ブランディング活動の
思わぬ落とし穴、広告と商標権侵害～難易度
中級

講師

青木 博通 氏

ユアサハラ法律特許事務所
パートナー・弁理士

日時

2024年3月21日(木)、22日(金) 13:30～16:30

◆どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのようなキャッチフレーズの使用であれば、商標権侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は商標権侵害になるか、ネット広告、インフルエンサーの広告、ステルスマーケティングはどこまで許されるかといった問題は、企業の商標・広告担当者の頭をいつも悩ます問題であり、明確な基準も確立されていません。

◆そこで、本講座ではこれらの問題について、最新の裁判例・学説を交え、商標登録の可能性、商標権侵害の基準について解説します。

◆メタバース（3次元の仮想空間）、NFT（非代替性トークン）に関連する商標の権利形成、商標権侵害についても日本の商標法、不正競争防止法、米国の事案などを交えて解説します。

◆メタバース対応の改正不正競争防止法2条1項3号（2024年4月1日施行）についても詳細に解説します。

【解説内容】

1. 広告における商標の法的位置づけ
 - (1) 商標事件における「広告」の定義
 - (2) 商品自体への使用と広告への使用の違い
 - (3) 役務「広告」の類否判断
 - (4) 商標的使用の違い（不使用取消と商標権侵害）
2. キャッチフレーズの登録可能性
3. キャッチフレーズと商標権侵害
4. ノベルティー（プレミアム）商品と商標権侵害
 - (1) 商標登録の必要があるか
 - (2) 侵害判断基準
 - (3) 抗弁の方法
 - (4) 裁判所が考慮する事情
5. インターネット・メタバース・NFTと広告
 - (1) ネット上使用する商標はどの役務・商品に属するか
 - (2) ネット上使用する際の表示が商標か
 - (3) ネット上、どのような使用が商標権侵害か
・検索連動型広告、メタタグ、ショッピングモール、越境、ハッシュタグ
 - (4) 国境を越えた広告はどこまで許されるか
- (5) メタバース、NFTと権利形成
- (6) メタバース、NFTと商標権侵害（メバーモン事件、ボードエイブ事件）
- (7) メタバース対応の改正不正競争防止法2条1項3号（2024年4月1日施行）
6. 広告と真正商品の並行輸入
7. 特異な広告（おとり広告、インフルエンサー、ステルス）と商標権侵害
8. 広告と著名商標の保護
9. 広告のみの使用と不使用取消審判
10. 広告代理店による広告内容の開示
 11. 他社の商標をどこまで使用できるか
 12. 他社による商標使用と稀釈化・普通名称化
 13. 広告と品質誤認
 14. 国旗と広告
 15. 商標とパロディ
 16. 新商標（色彩、動き、音等）の広告と商標権侵害
 17. 新商標・新意匠（画像・建築物・内装）とブランド戦略・マーケティング戦略

◇この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。
この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として
5単位が認められる予定です。（※zoomにてご参加下さい。
アーカイブ視聴は単位認定対象外です。）



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 &
アーカイブ配信も実施（各講義翌日から1週間）
・聞き逃しても安心！期間内はなんども、
・再生速度を変更可能！

受講料

会員17,850円 一般21,000円（※税込）

申込

「発明推進協会 研修」で検索

http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html申込みページ
QRコード

お問合せ先

（一社）発明推進協会 研修チーム TEL 03 3502 5439

テキストはPDFで共有させていただきます